

勝浦市農業委員会会議録

(1 2 月定例会)

平成29年12月6日(水曜日)午後1時、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 末 吉 光	3 番 数 金 清 美
4 番 谷 敏 夫	5 番 淺 野 香 太 郎	6 番 佐 藤 衛
7 番 藤 江 義 博	8 番 滝 口 裕 都	9 番 高 旨 粧 一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農用地利用集積計画に係る利用権の中途解約について

報告第3号 農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

月日の経つのも非常に早いもので、秋の稲作の収穫作業が終わり、その後五穀豊穰を祝った各地区での祭礼、そして一息つく間もなく師走月を迎えた訳でございます。

その間、皆様方には色々な面で多大なるご協力をいただきまして、ありがとうございますました。

本日は、午後2時から推進委員との合同会議、そして3時から中間管理機構にお越しただいて研修会がございますので、早速会議の方に入らせていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

これより、平成29年勝浦市農業委員会12月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願い申し上げたいと思います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、1番吉野茂子委員及び2番末吉光委員を指名いたします。

よろしくお願いたします。

次に日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明します。

農地法第3条は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は大楠の田2筆1、342平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請であります。

申請理由につきましては、譲受人は譲り受けて耕作したいとし、譲渡人は耕作できないため譲りたいとして申請がなされたものであります。

申請位置は、大楠消防詰所の●側、約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、4番谷敏夫委員をお願いします。

○4番（谷敏夫委員） 申請の概要は事務局の説明どおりです。

12月3日、現地調査を行い●●氏と面談しました。

申請地は保全管理の状態であり、譲受人は譲渡人から贈与により農地を譲り受け、耕作したいとして申請に至ったとのことです。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

この土地はほ場整備の予定地でもあります。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第1号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明いたします。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成29年11月21日付けで決定を求められたものです。

このたびの12月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画58件、260,055平方メートル、約26ヘクタールです。

今回の計画は、名木木戸地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。

この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

千葉県農地中間管理機構は、千葉県知事から指定を受け、公益社団法人千葉県園芸協会が事務局となっている公的機関であります。

それでは、農用地利用集積計画の説明に先立ち、名木木戸地区のほ場整備につきまして事業の概略をご説明させていただきますと、整備後の農地整備面積は26.4ヘクタール、当初は経営体育成基盤整備事業で計画され、現在は土地改良法の改正により新たに設定された機構関連基盤整備事業での実施が計画されており、既に県耕地課が主催する農業農村整備事業審査会の2次審査を通過し、国、関東農政局での審査中の段階にあり、来年度の新規採択を目指し推進しているところであります。

それでは、農用地利用集積計画についてご説明いたします。

資料の2ページから59ページが賃借権を設定しようとする案件であり、関連していることから一括してご説明いたします。

申請件数58件、大字は上植野、名木、植野及び大森であり、田が333筆、254,979平方メートル、畑が11筆、5,076平方メートル、合計で344筆、260,055平方メートルであります。

設定期間は、平成29年12月11日から16年の新規設定です。

なお、後の報告に関連するところでありますが、新たに賃借権を設定するにあたっては、これまで設定してありました権利等を解除する必要があるとして、今回の賃借権設定に際しまして、農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の解約の手続きを行うとともに、農業者年金の経営移譲年金に関連する事項として、農地法第3条許可後の使用貸借解約の手続きも行いました。

これは、経営移譲年金を受給している方々が設定している農地法第3条の規定による使用貸借についても解除する必要がある、通常では使用貸借を解除し所有権が戻ることにより経営移譲年金は停止となるところですが、1年以内に農地中間管理機構に農地を貸し出すのであれば特例として年金の支給停止にはならないとされていることから、これによる手続きでございます。

報告の内容も含まれましたが、以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 利用権の設定期間が16年となっていますが、これはどういうことでこの期間で設定されているのでしょうか。

○事務局長（窪田正） 機構関連事業では、事業区域内の全ての農地について、農地中間管

理機構に15年以上貸し付けることが要件となっているためです。

期間の設定につきましては、15年以上というところなので16年設定する必要があるのかという話も出たところではございますけれども、事務処理の時間を考慮しますと少し余裕を持って設定しておいた方がいだろうということで16年という設定になっております。

○3番（数金清美委員） わかりました。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

はい、滝口委員。

○8番（滝口裕都委員） ちょっと筆数が多いので、可能か不可能か聞きたいんですが、この全体的な地図というのは添付しなくてよろしいですか。

○事務局長（窪田正） エリアが大きくて一筆ずつの表記というのが難しいのもございまして、地図の方は省略させていただいてしまったところはあるんですが、それでは全体の位置図が記載されているものをお配りしたいと思います。

○議長（高旨粧一会長） ただいま事務局が地図の方を用意いたしましたので、事務局長から説明をお願いいたします。

○事務局長（窪田正） 先ほどの説明と重複するところもございしますが、名木木戸地区の事業ということで、事業名としては名木木戸地区ということでこれが正式名称となっております。

現場の方は名木木戸で進んでいたところで、西原の方もこのエリアの中に含まれておりますが、事業名称としましては県営ほ場整備事業の名木木戸地区となっております。

仮同意のところでありまして、60名中60名で100パーセントとなっておりますが、これは世帯の数になります。

地主の数ではもう少しプラスになると聞いております。

最初に左側の方ですね、経営体育成基盤整備事業ということで、当初に計画されていた内容です。

総事業費としまして8億6,900万円ということで、国が55パーセント、県が30パーセント、市が10パーセント、地元が5パーセントということで事業の方が進んできたところでございます。

それでこの中で、土地改良法の改正がございまして、新しく機構関連の基盤整備事業というところが創設されました。

そして、事業要件とか採択要件の部分でこれまで進めてきておりました経営体育成基盤整備事業と採択要件等について大きな違いはなかったということで、新たな事業でやっ

ていくことにより地元の皆さんの負担がゼロになるということを踏まえまして、この事業での採択を目指し、今現在事務を進めているところでございます。

総事業費の方は金額は変わりません。

国、県、市、地元の負担金額が資料のように変わってきているところでございます。

出来上がりの農地の面積としまして、26.4ヘクタール、そのうち田が25.7ヘクタール、畑が0.7ヘクタールです。

これに道路工や用水路の工事、排水溝、暗渠排水これら付帯工事が付きましてこの総事業費を算出しているという訳でございます。

それで平成30年度の新規採択を目指しているというお話をさせていただきましたが、実際採択が決まった後に土地の境界確定ですとか、実施設計、それから換地業務こういったところの課程を得ていくこととなりますので、実際工事というのは早くても32年度くらいになるかというところで伺っております。

これは今のところの予定なので、これが前後するかは私の方ではわかりませんが、予定としましてはこのような形で動いていくというように伺っています。

概要というところでお話させていただきました。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） 滝口委員、よろしいでしょうか。

○8番（滝口裕都委員） はい、ありがとうございました。

それと資料的なところなんですけど、平成が終わるといのがわかっていますので、可能であれば次の引継ぎ等もあると思いますので、西暦表記の方がわかりやすいのではないかと思います。

開始と満了の部分ですね。

○事務局長（窪田正） そうですね、わかりました。

確認しておきます。

○議長（高吉粧一会長） 要望ということでよろしいでしょうか。

○8番（滝口裕都委員） はい、そうですね。

○議長（高吉粧一会長） はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） あとから大森や大楠も基盤整備を行う予定になってはいますが、同じように中間管理機構を使って行うのですか。

○事務局長（窪田正） 機構関連事業でやっていくのか、元々名木木戸でも計画していた経

営体育成事業とかそういった形でやっていくか、地域の実情に合わせて決まっていくと思われれます。

いずれにいたしましても、集積については中間管理機構を通していくことになると思われれます。

それで、名木木戸より大体1年遅れで、今進んでいますので、31年度の採択を目指すというようなかたちですね。

○2番（末吉光委員） わかりました。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 賃借料の関係で、全て10アールあたり米30キログラムとなっておりますが、貸付者と借受者との間に中間管理機構が入って協議してこの賃借料になったのですか。

○事務局長（窪田正） そちらにつきましては、土地改良区の方からお話を伺いました。

通常この勝浦周辺で設定されている数量を踏まえて、一律10アールあたり米30キログラムと統一を図ったと聞いております。

○3番（数金清美委員） はい、わかりました。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番から58番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号農用地利用集

積計画に係る利用権の中途解約について及び報告第3号農地法第3条許可後の使用貸借契約に係る通知について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

今回の報告は、全て先ほどご説明いたしました名木木戸地区ほ場整備事業に関連する内容であります。

はじめに、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、資料は60ページから68ページとなります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃貸借の解除・解約の申入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約等の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものです。

このたびの12月定例会にご報告すべき当該件数は9件です。

次に、報告第2号農用地利用集積計画に係る利用権の中途解約について、資料は69ページとなります。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づいた農用地利用集積計画により設定された使用貸借権を解除しようとするものであり、このたびの12月定例会にご報告すべき当該件数は1件です。

最後に、報告第3号農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知について、資料は70ページから74ページとなります。

これは、農業経営を後継者に譲り渡すため、農業後継者と設定した農地法第3条の規定に基づく使用貸借を解約するものであり、このたびの12月定例会にご報告すべき当該届出件数は5件です。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声ございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成29年勝浦市農業委員会12月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時35分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成29年12月6日

議長(会長)

署名委員

署名委員
